

漁業（いか釣り）最低賃金

1人歩船員 月額

224,000円

◎ 最低賃金に算入しない賃金

割増手当、作業手当、欠員手当、結婚手当、退職手当、  
夏期・年末手当、賞与、通勤手当、  
(実費弁償的性格のもの) 交通費、旅費、その他これに  
類するもの

効力発生の日 令和8年3月12日

国土交通省

お問い合わせは 北陸信越運輸局海事部船員労政課 へどうぞ

【新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館(5階) ☎025-285-9157】